

○適正な工期の確保及び必要な経費の計上について

令和5年7月31日 5農振第1389号
農村振興局整備部設計課長から各地方農政局農村振興部長宛
(内閣府沖縄総合事務局農林水産部長及び
国土交通省北海道開発局農業水産部長宛は参考送付)

農業農村整備事業等直轄工事の実施に当たっては、余裕期間の設定、工事一時中止ガイドラインの制定などにより、適正な工期の確保を図ってきたところである。

こうした中、令和6年4月から労働基準法の時間外労働上限規制が建設業にも適用されることから、適正な工期の確保のため、下記のとおり取り組むこととしたので、適切に実施願いたい。

記

- 1 全ての工事において、工事契約後速やかに第1回工事円滑化会議を開催し、発注者工事工程表、施工条件等を受注者に提示すること。
- 2 上記1を踏まえ、受注者が現場実態に即して作成した工事工程表を基に、現場着手前（準備期間内）を目途に調整を行い、受注者との間で工程について合意すること。
- 3 工事着手後、不測の事態の発生等受注者の責によらず工期の延伸が想定される場合には、新技術・新工法、プレキャスト製品の活用等による工期短縮を検討し、適正な工期の確保に努める。その際発生する掛かり増し経費については、設計変更により対応すること。
- 4 工期短縮による対応を検討してなお工期の延伸が見込まれる場合には、受注者の4週8閉所を考慮した工期延長を行うこと。その際、それに伴う掛かり増し経費について設計変更により対応すること。また、専任技術者の交代が必要な場合は、「監理技術者制度運用マニュアル」に基づき、適正に対応すること。

- 5 適正な工期の確保のため、早期発注に努めるとともに、国債工事など「複数年契約工事」を積極的に導入すること。また、「かんがい期間中（夏期等）の施工」の導入についても、必要な場合は農休補償を含め検討すること。